第二百九十三条第三項第十号を次のように改める。

十　次のイ又はロに掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすこと。

イ　国際統一基準行　第二条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

ロ　国内基準行　当該銀行持株会社を国際統一基準行であるとみなして第二条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。

第二百九十九条第一項中「及び第七条第四項第五号イ」を「、第七条第四項第五号イ及び第十七条第四項第五号イ」に改める。

第三百条第一項中「又は第七条第四項第五号イ」を「、第七条第四項第五号イ又は第十七条第四項第五号イ」に改める。

附則第九条第一項及び第二項中「（海外営業拠点を有しない内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行においては、四パーセント）」を削る。

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

**第三条**　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　信用リスクの内部格付手法」を「第七節　間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例（第百三十七条の二）」に、「第百七十八条」を「第百七十八条―第百七十八条の五」に、「第九章　マーケット・リスク」を「第八章の第一節　第八章の第二節　第八章の第三節　第八章の第四節　第九章　マーケット・リスク」に、「第十章　オペレーショナル・リスク（第三百三条―第三百二十条）」を「第七節　特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例（第三百二条の十四）　第十章　オペレーショナル・リスク（第三百三条―第三百二十条）」に改める。

第一条第七号の次に次の二号を加える。

七の二　中央清算機関　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。

七の三　適格中央清算機関　信用金庫又は信用金庫連合会が第二百七十条の九第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を信用金庫又は信用金庫連合会に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

イ　金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

ロ　商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関

ハ　外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者

第一条第八号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「基本的項目」を「コア資本に係る基礎項目の額（次条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。）又はＴｉｅｒ１資本の額（第十九条第二号又は第三十一条第二号の算式におけるＴｉｅｒ１資本の額をいう。）」に改め、同条第九号の次に次の二号を加える。

九の二　国内基準金庫　次条に規定する国内基準により自己資本比率を算出する信用金庫又は信用金庫連合会をいう。

九の三　国際統一基準金庫　第十九条に規定する国際統一基準により自己資本比率を算出する信用金庫連合会をいう。

第一条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　内部モデル方式採用金庫　マーケット・リスク相当額の算出において第二百七十二条の承認を受けて内部モデル方式を使用する信用金庫連合会をいう。

第一条第十六号イ中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、同条第二十二号中「金融商品取引法第六十七条第二項」を「同法第六十七条第二項」に、「金融商品取引法第二条第八項第三号ロ」を「同法第二条第八項第三号ロ」に改め、同条第三十四号中「対するエクスポージャー」の下に「（ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）」を加え、同条第三十五号ホを次のように改める。

ホ　土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

第一条第三十五号リを次のように改める。

リ　信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

第一条第三十六号イ中「第七号に規定する金融機関（同号ロに掲げる者を除く。）」を「金融機関（第七号ロに掲げる者を除く。次号イ⑴において同じ。）」に改め、同号ハ中「（前号トに掲げるものを除く。）」を削り、「エクスポージャー」の下に「（前号トに掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の五号を加える。

三十六の二　大規模規制金融機関等向けエクスポージャー　事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ　大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ⑵において同じ。）

⑴　規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号、第二十五条第六項及び第三十七条第三項において同じ。）であってその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

⑵　⑴に掲げる者の子法人等（信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号。以下「令」という。）第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）